

令和6年（ワ）第 号 法廷警察権行使に対する国家賠償請求事件

原告 鈴木賢 清水一人 小川秀世

被告 国

証拠説明書（甲1ないし甲28）

令和6（2024）年11月13日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士（主任） 亀石 倫子

同 水野 泰孝

同 井桁 大介

同 加藤 雄太郎

同 谷口 太規

同 戸田 善恭

頭書事件に係る原告ら提出の各証拠について、下記のとおり説明いたします。

記

号証	標 目	原本・写しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨・備考
甲 1	「research map」のサイトにおける原告鈴木の紹介ページ	写し	R6. 11. 9 (プリントアウト日)	原告鈴木	原告鈴木は法学の研究者であり、性的マイノリティの権利保障等を主たる研究テーマとしていることなど 【備考】 本書証は、原告ら訴訟代理人弁護士が、「research map」のサイト内の次のアドレスのページをプリントアウトしたものである。 https://researchmap.jp/read0167018
甲 2	陳述書（原告鈴木）	原本	R6. 10. 29	原告鈴木	本件レインボー柄排除命令の詳細、原告鈴木にとっての本件靴下のレインボー柄を見えないようにさせられたことの意味等
甲 3	「袴田サポーターズ・クラブ」のページ	写し	R6. 11. 9 (プリントアウト日)	原告清水	本件クラブの概要 【備考】 本書証は、原告ら訴訟代理人弁護士が、原告清水が運用するサイト内の次のアドレスのページをプリントアウトしたものである。 http://free-iwao.com/support/
甲 4	陳述書（原告清水）	原本	R6. 11. 5	原告清水	本件バッジ排除命令（清水）及び本件パーカー文字排除処置の詳細、原告清水にとっての本件バッジを外させられ、本件パーカーの「HAKAMADA」の文字を覆い隠されたことの意味等
甲 5	日本弁護士連合会のサイトにおける原告小川の紹介ページ	写し	R6. 11. 9 (プリントアウト日)	日本弁護士連合会	原告小川は弁護士であることなど 【備考】 本書証は、原告ら訴訟代理人弁護士が、日本弁護士連合会が運用するサイト内の「弁護士情報検索」

号証	標 目	原 本 ・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
					のページにおいて、原告小川の氏名を入力して表示されるページをプリントアウトしたものである。
甲 6	陳述書（原告小川）	原本	R6. 11. 11	原告小川	本件バッジ排除命令（小川）の詳細、原告小川にとっての本件バッジを外させられたことの意味等
甲 7	新日本法規のサイトにおける裁判長上田の紹介ページ	写し	R6. 11. 9 （プリントアウト日）	新日本法規出版株式会社	裁判長上田は、令和 5 年 6 月 8 日当時、福岡地方裁判所に所属する裁判官であり、部総括判事の地位にあったことなど 【備考】 本書証は、原告ら訴訟代理人弁護士が、新日本法規出版株式会社が運用するサイト内の次のアドレスのページをプリントアウトしたものである。 https://www.sn-hoki.co.jp/judge/judge378/
甲 8	『「レインボーカラーの靴下隠して」福岡地裁、同性婚訴訟で傍聴人に』と題する記事（朝日新聞 DIGITAL／令和 5 年 6 月 15 日）	写し	R5. 6. 15	株式会社朝日新聞社	本件レインボー柄排除命令の概要、令和 5 年 6 月 15 日本件レインボー柄排除命令に係る報道がなされたことなど
甲 9	新日本法規のサイトにおける裁判長國井の紹介ページ	写し	R6. 11. 9 （プリントアウト日）	新日本法規出版株式会社	裁判長國井は、令和 6 年 4 月 24 日当時、静岡地方裁判所に所属する裁判官であり、部総括判事の地位にあったことなど 【備考】 本書証は、原告ら訴訟代理人弁護士が、新日本法規出版株式会社が運用するサイト内の次のアドレス

号証	標 目	原 本・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
					のページをプリントアウトしたものである。 https://www.sn-hoki.co.jp/judge/judge970/
甲 10	『袴田さん再審公判 地裁が支援バッジの装着制限、パーカーの文字にも要請 識者「不要な規制」と題する記事（静岡新聞DIGITALweb／令和6年4月27日）	写し	R6. 4. 27	株式会社静岡新聞社	本件バッジ排除命令（清水）及び本件パーカー文字排除処置の概要、令和6年4月27日これらに係る報道がなされたことなど
甲 11	写真撮影報告書（本件靴下）	原本	R6. 11. 10	原告ら訴訟代理人弁護士水野泰孝	本件靴下（販売時に入れられている袋を含む。）の詳細
甲 12	「CALL4」のサイトにおける「結婚の自由をすべての人に」訴訟の紹介ページ	写し	R6. 11. 9 (プリントアウト日)	認定特定非営利活動法人 CALL 4	「結婚の自由をすべての人に」訴訟の概要
甲 13	判決要旨（本件福岡地裁訴訟）	写し	R5. 6. 8	裁判長上田ほか	本件福岡地裁訴訟について令和5年6月8日に判決が言い渡されたこと、及び、その要旨
甲 14	「PRIDE JAPAN」のサイトにおける「レインボー・フラッグ」の解説ページ	写し	R6. 11. 9 (プリントアウト日)	運営者：OUT JAPAN	「レインボー・フラッグ」（レインボー柄）の意味、これは世界中において性的マイノリティの当事者・支援者等の連帯やアイデンティティを象徴するものであることなど
甲 15	写真撮影報告書（本件バッジ）	原本	R6. 11. 10	原告ら訴訟代理人弁護士水野泰孝	本件バッジの詳細

号証	標 目	原 本・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲 16	写真撮影報告書 (本件パーカー)	原本	R6. 11. 10	原告ら訴訟 代理人弁護士 水野泰孝	本件パーカーの詳細
甲 17	日本弁護士連合会 のサイトにおける 「袴田事件」と題 するページ	写し	R6. 11. 9 (プリント アウト日)	日本弁護士 連合会	袴田事件の概要 【備考】 本書証は、原告ら訴訟代理人弁護士が、日本弁護士連合会のサイト内の次のアドレスのページをプリントアウトしたものである。 https://www.nichibenren.or.jp/activity/criminal/deathpenalty/q12/enzaihakamada.html
甲 18	バッジを外す指示 に対する意見書	写し	R6. 5. 10	原告小川	原告小川は令和 6 年 5 月 10 日裁判長國井に対し本件バッジの着用を認めることを書面にて求めたこと、及び、その主張内容
甲 19	申入書	写し	R6. 2. 26	原告小川	原告小川は令和 6 年 2 月 26 日裁判長國井に対しその法廷警察権の行使は過剰・不必要なものであるなどとして中止することを書面にて求めたこと、及び、その主張内容
甲 20	『裁判所法逐条解説 (下)』(19 頁～ 45 頁)	写し	S44. 6. 30 発行	発行所 財 団法人法曹 界	裁判所法 71 条 2 項の解釈等
甲 21	裁判所傍聴規則 (昭和 27 年最高裁 判所規則第 21 号)	写し	S27. 9. 1 (制定日)	最高裁判所	裁判所傍聴規則の定め
甲 22	判例タイムズ 689 号 294 頁以下	写し	H1. 4. 15	株式会社判 例タイムズ 社	レペタ訴訟最大判の判示内容
甲 23	最高裁判所判例解 説民事篇平成元年 度 43 頁以下	写し	H2	最高裁判所	レペタ訴訟最大判に係るいわゆる 調査官解説の内容

号証	標 目	原 本・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲 24	芦部信喜『憲法 (第八版)』(378 頁～381 頁)	写し	R5.9 出版	著者 芦部 信喜(高橋 和之補訂) 発行所 株 式会社岩波 書店	憲法第 82 条第 1 項の公開裁判の 原則の内容には、傍聴の自由が当 然に含まれることなど
甲 25	渋谷秀樹『憲法 (第 3 版)』(673 頁～680 頁)	写し	H29.4 発行	著者 渋谷 秀樹 発行所 株 式会社有斐 閣	公開裁判が要請されることの意味 等
甲 26	『註解日本国憲法 下巻』(1237 頁～ 1245 頁)	写し	S29.2 発行	編者代表者 加藤一郎 発行所 株 式会社有斐 閣	我が国の公開裁判の要請は、比較 法的にも厳格なものであることな ど
甲 27	『刑事訴訟法講義 案(四訂補訂版)』 (44 頁～45 頁)	写し	H27.12 発 行	監修 裁判 所職員総合 研修所 発行所 一 般財団法人 司法協会	刑事訴訟において弁護人制度が置 かれている理由等
甲 28	団藤重光『新刑事 訴訟法綱要(七訂 版)』(115 頁～117 頁)	写し	S42.1 発行	著者 団藤 重光 発行所 株 式会社創文 社	刑事訴訟における弁護人の役割等

以 上